

平成十四年二月

国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正
の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
3	改正の受諾により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	改正の内容	二
三	改正の効力発生	二
四	改正の実施のための国内措置	二
(参 考)		三

—
概説

1 改正の成立経緯

(1) 国際電気通信衛星機構（インテルサット）（以下「機構」という。）は、通信衛星を利用する国際電気通信網により、世界のすべての地域に対して通信手段を提供することを目的として、昭和四十八年（千九百七十三年）に「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」により設立された国際機関である。我が国は、昭和四十七年（千九百七十二年）に同協定を締結した。機構の加盟国は、本年二月六日現在、百四十八箇国に達している。

(2) 近年、国際衛星通信の分野は、各国における通信自由化の流れや通信技術の急速な進歩を受けて、民間企業の参入、海底光ケーブル等サービスの多様化により競争が激化し、その情勢が急速に変化している。

(3) このような情勢の変化に対応して、機構がその宇宙システムを移転する会社を監督し、会社によるライフライン接続サービスの提供等の中核的な原則の履行を確保するために機構の目的、構成等を変更することを内容とする改正案が、平成十二年（二千年）十一月に開催された第二十五回締約国総会において採択された。なお、同締約国総会で、各締約国は改正発効までの間、自国の憲法及び法令の範囲内でこの改正の内容を実施していくことが決定されている。

2 改正の受諾の意義

この改正は、機構がその宇宙システムを移転する会社を監督する等のために、機構の目的、構成等を変更することを内容とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、国際衛星通信の発展に資するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾によって新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

この改正は、国際衛星通信分野の情勢の急速な変化に対応して、機構を組織改革するために行われるものである。世界の電気通信分野において主要な地位を占める我が国としても、この改正の法的基盤を早期に安定させるために、この改正を受諾してその早期発

効に寄与し、国際衛星通信分野の更なる発展に貢献することが望ましい。

二 改正の内容

この改正の概要は、次のとおりである。

1 機構は、会社が中核的な原則、すなわち、全世界的な接続及び全世界的な範囲を維持し、ライフライン接続の対象となる顧客に業務を提供し、会社のシステムへの無差別のアクセスを提供するという原則を履行することを確保することを主たる目的とする（第三条）。

2 機構は、会社が中核的な原則を履行することを監督するため、会社と公的業務契約を締結する（第五条）。

3 改正後は、会社が国際公衆電気通信業務を提供することとなるため、宇宙部分の企画、運用及び維持、運用協定（各締約国が指定する電気通信事業体等の間で締結される文書であつて機構の運営、財政及び技術上の細目について定めるもの）等に係る現行協定の規定は削除される。

三 改正の効力発生

この改正は、現行協定第十七条(d)及び(e)の規定により、次に掲げる(i)又は(ii)の国から改正の承認、受諾又は批准の通告を寄託政府が受領した後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。

(i) この改正案の採択の日に締約国であつた国の三分の二。ただし、この三分の二の締約国又はその指定した署名当事者がその日に出資率の全体の三分の二以上を有していたことを条件とする。

(ii) この改正案の採択の日に締約国であつた国の八十五パーセント以上

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成十二年十一月十七日 ワシントンにおいて採択
- 2 効力発生 平成十四年二月六日現在 未発効
- 3 締約国 平成十四年二月六日現在 三十三箇国
アゼルバイジャン、バルバドス、ブルキナ・ファソ、カーボ・ヴェルデ、チャード、中華人民共和国、コモロ、デンマーク、ドミニカ共和国、フィジー、フィンランド、ガボン、ギニア、ホンデュラス、インド、ケニア、レバノン、リヒテンシュタイン、マダガスカル、モリシアス、モンゴル、モザンビーク、ルワンダ、シンガポール、スーダン、スワジランド、スイス、トーゴ、ウガンダ、連合王国、アメリカ合衆国、ヴァチカン、ヴィエトナム